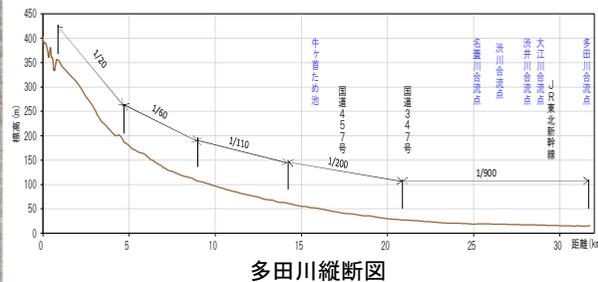


多田川流域の特徴

- 多田川の上流部は、標高400m程度の産地であり、中流部では丘陵地帯、下流部では沖積平野が広がっている。
- 多田川流域は、大崎市や加美町の市街地近傍を流れ、役場や公共施設が立地している他、交通の大動脈であるJR東北新幹線、東北自動車道、国道4号等が横断する。



近年の水害、気候変動による激甚化・頻発化を踏まえた「流域治水」の取組強化

- H27.9 平成27年9月関東・東北豪雨により、渋井川、渋井川、名蓋川で堤防決壊が生じ甚大な被害が発生。
- R1.10 令和元年東日本台風により渋井川、名蓋川で堤防決壊が生じ、甚大な被害が発生。
- R4.7 R4.7洪水により名蓋川の堤防決壊、大江川の内水浸水等甚大な被害が発生。
- R4.10 流域治水の推進に向けて、多田川流域治水部会を設立
- R4.12 鳴瀬川水系(多田川流域)緊急治水対策プロジェクトを策定・公表
- R6.2~ R6.11 流域治水パトロールや流域治水部会により議論特定都市河川指定に向けて関係者間で合意



令和4年7月洪水による浸水状況(大江川沿川の大崎市街地部)

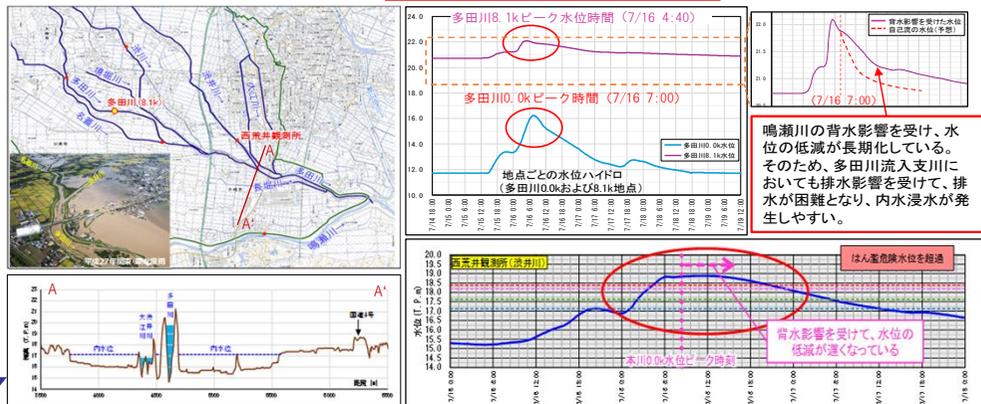


第5回 多田川流域治水部会 (R6.11.28)

①多田川流域では、平成27年9月洪水、令和元年東日本台風、令和4年7月洪水によって**堤防決壊を伴う甚大な被害が発生している。**

②多田川及び流入する支川では、**鳴瀬川本川の背水(バックウォーター)の影響を強く受ける排水が困難な河川**である。

③多田川流域は、地形特性上**内水による浸水被害が多発**している。



法的枠組み(特定都市河川制度)を活用した「流域治水」の本格的実践

【流域治水対策の方針】

特定都市河川流域で活用できる法的枠組み・予算・税制等

○支川合流部や低平地帯等の水害リスクの高い地域を有する地形特性を踏まえ、

- ①上流域の流出抑制対策と災害が頻発する中下流部への河川整備・内水対策の実施
 - ②広大な大崎耕土(世界農業遺産)を活かした流域対策の推進
- 等により、**特定都市河川流域全体で早期に安全度を向上**させる。

①上流域の流出抑制対策と災害が頻発している中下流部への河川整備・内水対策の実施

- ・流出抑制対策と地域毎の浸水要因・地形特性に応じた最適な対策を実施
- ・河川整備に加え、排水機能の強化、水路内貯留 等
- ・内水に対する家屋の耐水化や住まい方の工夫の実施 等

開発等に伴う流出増への対策の義務化(雨水浸透阻害行為の許可)

特定都市河川浸水被害対策推進事業等の活用

リスクの低い地域への居住誘導・住まい方の工夫(浸水被害防止区域の指定)

雨水貯留浸透施設に対する補助率嵩上げ・減税(補助率1/3→1/2,固定資産税1/6~1/2に軽減)

貯留機能を有する土地への盛土等に対する助成等(貯留機能保全区域の指定、指定した土地の減税)

- ②広大な大崎耕土(世界農業遺産)を活かした流域対策の推進
- ・圃場整備と連携した田んぼダム化等、広大な農地を活用した流域貯留の推進、農地遊水機能の確保



大崎耕土と多田川流域



渋井川水門(出典:宮城県北部土木事務所HP)



名蓋川災害復旧工(出典:宮城県北部土木事務所HP)

河道等の整備のみでは早期の浸水被害解消が困難であり、特定都市河川の指定により、「流域治水」を本格的に実践

- 河川区間:鳴瀬川水系多田川等[7河川]
- 流域面積:126km²(大崎市の一部、加美町の一部)

【凡例】

- 指定を行おうとする河川(国管理)
- 指定を行おうとする河川(県管理)
- 指定を行おうとする河川の流域
- 行政界

